

「【貸借対照表】減価償却の取扱い」に係る検討

26. 表示箇所

○「中間とりまとめ」における記述

- ・基準モデルのインフラ資産については、直接資本減耗として純資産変動計算書に計上することとしているが、この取扱いがわかりにくい等の課題があるという意見が大勢であった。こうしたことから、基準モデル特有の考え方である直接資本減耗を純資産変動計算書に計上すべきか、他の減価償却と区分せずに行行政コスト計算書に計上すべきかという点については、再整理する必要がある。

○課題・論点

- ・「中間とりまとめ」における記述のとおり。

○論点整理の考え方

- ・基準モデルにおける直接資本減耗の表示箇所については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」補論1に記載されている考え方によっている。P/L と NW の関係性をどう考えるかという表示の論点の一環として、この論点を取り扱いたい。

○基準案

- ・議論の方向性に見通しがついた段階で基準案を作成することとしたい。

○留意点

- ・特になし。

27. 耐用年数

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける耐用年数は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」別表B 2、B 3、B 4に示されているが、道路等実態と異なるものではないかとの指摘がある。

○論点整理の考え方

- ・個々の資産種類毎に経済的耐用年数を見直すことは現実的ではないため、財務省令等参考にするべきものを特定した上で、明らかに実態と異なるものについてのみ見直しを行うこととしたい。

○基準案

- ・議論の方向性に見通しがついた段階で基準案を作成することとしたい。

○留意点

- ・耐用年数を変更する場合、既に固定資産台帳を作成し、減価償却計算を行っている地方公共団体に対して耐用年数変更時の取扱いを示す必要がある。

28. 計算方法

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルで示している減価償却方法について、不備がないか確認する。
 - －一定額法（平成19年度税制改正における平成19年4月1日以後取得償却資産の償却限度額計算方法に従う）により算定
 - －減価償却の開始は取得年度の翌年度から
 - －端数処理については、1円未満切捨
 - －耐用年数を経過したものは、備忘価額として1円を計上する
 - －残存価額50万円未満となった物品については、資産台帳から除却し別途管理に委ねることができる
 - －土地、立木竹、美術・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は減価償却を行わない
- ・既に実務を行っている地方公共団体から問題点を抽出する。

○論点整理の考え方

- ・減価償却の計算に関する規定は税法が詳細であるが、どこまで細かい規定を持つかの方向性を検討したい。

○基準案

・議論の方向性に見通しがついた段階で基準案を作成することとしたい。

○留意点

- ・特になし。

30. 減価償却累計額の表示（直接法又は間接法）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・新地方公会計モデルでは、減価償却累計額の表示について直接法に限定しているが、それの是非。

○論点整理の考え方

- ・表示方法については、できるだけ統一した方が比較可能性の観点から好ましいが、財務諸表等規則に合わせた記載にすればどうか。

○基準案

<財務諸表等規則より抜粋>

(減価償却累計額の表示)

第 25 条 第 23 条第 1 項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第 26 条 第 23 条第 1 項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

○留意点

- ・特になし。